

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 43

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16-2

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

☆「訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキに注意！

12月中旬、稚内市内の70歳代の女性宅に、実在しない会社「法務省管轄支局民事訴訟管理センター」から「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」、「あなたは、契約不履行のため訴えられている」、「連絡なき場合、給料や財産を差し押さえる。」と記載されたハガキが届きました。

実在しない会社は、「訴訟・最終告知・差し押さえ」などの言葉を使って、当事者の不安をあおり、お金をだまし取ろうとします。

訴訟に関して身に覚えのない請求が来たら詐欺の可能性がります。

実在しない会社には、一切連絡しないで、家族や警察に相談しましょう！

(情報提供元：稚内警察署)

☆不審電話が連続発生！！

11月中旬、旭川市内の複数の高齢者宅へ警察官を騙り、「詐欺の犯人を捕まえたが、あなたの銀行口座が流出している」などと電話がかかってきました。

また、士別市では、「保険の還付金があるので、携帯電話とキャッシュカードを持って、近くのATMへ行くように！」などと還付金詐欺と思われる不審電話が相次いでかかってきました。

稚内市内でも同様の不審電話が懸念されるので「還付金があるのでATMへ行くように！キャッシュカードの番号を教えて！」と言われたら、それは詐欺なので必ず家族や警察に相談しましょう！

(情報提供元：稚内警察署)

☆「使い放題プラン」に注意を！！

格安スマホ会社が提供する通信サービスについて、「パケット使い放題プラン」を契約したが、実際には無制限や使い放題ではなく、25Mbの通信量を超えると翌月まで速度制限がかかる仕組みになっていた。契約時や販売ページにその記載はなく、あたかも高速通信の使用量が無制限でのサービスと思わせる紹介内容となっているので注意が必要である。

(情報提供元：国民生活センター)

相談事例(稚内市消費者センター)

●スマートフォンの「迷惑メール」と思われるケース

【 相 談 内 容 】

スマートフォンで映画配信事業者の無料体験契約をした。12月下旬に無料体験期間終了のお知らせメールが届いたので、メールに添付されているサイトを開くと氏名・住所・電話番号を入力するよう記載されていたため、入力し、送信してしまった。翌日から大量の迷惑メールが届くようになり、もしかすると個人情報の送信先は、映画配信事業者を騙った悪質事業者でないか。送られてくるメールアドレスは、それぞれ異なり、1時間に1回は入ってくる。先ほど届いたメールを見ると「無視し続ける理由は、何だ」と記載されていた。対処方法は何かあるのだろうか。

大変だ!!
すくになんとか
しなくちゃ!



ちょっと待って!
そんな時は
稚内市消費者センターに
ご相談ください。

【 対 処 ・ 結 果 】

相談者の個人情報を入力し、送信したメールと突然大量の迷惑メールが届くようになったことの因果関係は、不明であるが、身に覚えがない内容のメールであれば、相手に連絡せず無視して様子を見るよう助言した。相談者の個人情報を利用し、郵便など別の手段を使って連絡があった場合には、再度センターに相談するよう伝えた。

稚内市消費者センター
電話・FAX 0162-23-4133
(稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階)

☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回(原則、第2日曜日)実施しています。

向う3ヶ月の【実施日】**2月18日**・**3月11日**・**4月8日(予定)**

○相談時間は、午前11時から午後3時までです。(相談時間は、1人25分間)

○事前に申込みが必要です。相談を希望される方は、下記へご連絡願います。

☆稚内市くらし環境課市民生活グループ 電話(直通) 23-6413